東大阪市立孔舎衙東小学校

学校いじめ防止基本方針

(令和6年4月改定)

目次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念 ···p1
- 2 いじめの定義 ···p1

第2章 いじめ防止の具体的な取り組み

- 1 基本的な考え方 …p2
- 2 いじめ防止のための組織 …p2
- 3 いじめ防止のための校内体制 …p2 別図1
- 4 いじめ防止のための年間計画と取り組み …p3 別表1
- 5 いじめ防止の取組状況の把握と検証(PDCA)・・・・p4

第3章 早期発見

- 1 基本的な考え方 …p5
- 2 いじめの早期発見のための措置 ···p5

第4章 いじめに対する措置

- 1 基本的な考え方 …p7
- 2 いじめ発見・通報を受けた時の対応 …p7
- 3 いじめられた児童又はその保護者への支援 …p8
- 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言 …p8
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ …p8
- 6 ネット上のいじめへの対応 …p9

(付図)

別図1「孔舎衙東小学校いじめ防止対策校内体制」

参照資料: 「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」

別表1「孔舎衙東小学校いじめ防止対策年間計画」

孔舎衙東小学校いじめ防止基本方針

東大阪市立孔舎衙東小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

「大阪府いじめ防止基本方針」(R4年4月改定)にも示されているように、いじめは、『子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題』である。また、その防止にあたっては、全教職員が『いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じること』が大切である。そのことが、『いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成する』ことになる。

そのためには、『学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底すること』が必要である。

本校では『楽しい学校、子どもが生き生きと活動する学校に』を教育目標とし、孔舎衙中学校校区のめざす子ども像「自分大好き、仲間大好き、くさか大好き、みんな大切」を根底においた教育活動をすすめてきた。

しかし、社会状況の変化等により、いじめの陰湿化やネットによるいじめなど、いじめの内容、形態はともに複雑化、多様化しているのも事実である。このような状況も鑑み、今一度本校での取り組みを整理し、より効果的で統一のとれた取り組みをめざすため、ここに孔舎衙東小学校いじめ防止基本方針を定め、常に点検・改定を行う。

2 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法による定義)

いじめ防止対策推進法(以下、「法」という)第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

- *具体的ないじめの態様は,以下のようなものがある。
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等。

第2章 いじめ防止の具体的な取り組み

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては「教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間 関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間 関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくこと』が必要である。その具体的な内容としては、本中学校校 区の取り組みである「夢づくり教育」や、人権教育を根底にした本校の様々な実践、また学力向上に向けた取り組みなど が考えられる。

これらの取り組みを通じ、子どもが真に安心、安全に過ごせる学校づくりを目指すことを、いじめ防止の基本的な考え 方とする。

2 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席(教務)、人権教育・研修・生徒指導・保健体育各チーフ、各学年代表、養護教諭、〈支援学級担任、各学級担任=必要に応じて〉、〈スクールソーシャルワーカー(以下 SSW)、スクールカウンセラー(以下 SC)、=可能な限り〉

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止、情報収集
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修の計画・実行
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 開催時期

「いじめ対策委員会」は年4回行う。

(※緊急的な対応については「第4章いじめに対する措置」を参照。)

3 いじめ防止のための校内体制(別図1)

本基本方針に沿って、別図1のとおり校内体制を組む。

4 いじめ防止のための年間計画と取り組み(別表 1)

(1)「いじめ」に対する共通理解の醸成

平素からいじめについての共通理解を図るため、以下の働きかけを行う。

対象	働きかけの内容		
教職員	いじめ対策委員会や本校徳育部生活指導パートを中心とした周知、共通理解はもちるんのこと、日々の終礼等で報告を密に行い、共通理解を深めていく。		
児童	全校集会や、各学年、各クラスの取り組み(道徳教育や人権教育、総合等)を通じ、いじめについての理解を深めさせていく。		
保護者	学校便り、PTA 総会、PTA 実行委員会、学級懇談等でいじめについての周知を図り、 保護者とのコミュニケーションを密接に取っていく。		
地域	地域教育協議会や、学校便9の配布、授業参観等、「開かれた学校」をめざすという 観点に立ち、いじめについての共通理解を深めていく。		

(2)いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度、能力を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重し合え る態度を養うことや、児童生徒がすすんで他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが 必要である。そのために、以下のような取り組みを行う。

取り組む主体	取り組みの内容			
学校全体として	・児童会による啓発活動や交流活動の取り組み。 ・運動会や児童会・委員会活動また学年行事、地域の行事への参加(孔舎衙ふれあいまつり等)を通じて集団の力を高める取り組み。			
各学年学級として	 ・班活動の取り組み。 ・学級活動等を通した、学級の仲間づくりの取り組み。 ・異年齢集団との交流。 ・道徳教育、人権教育、平和教育等、人間の尊厳を知り、豊かな人間性を育む教育の取り組み。 			

(3)日常の指導上の注意

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、児童の些細な変化を見逃さず、「いじめはどんな理由があろうとも許されない」という確固とした態度が必要である。また、児童一人一人がその能力を発揮でき、よりよい成長へつながるよう、わかる授業づくり、集団作り等が必要である。そのために、日頃から以下のことに留意して指導を行う。

取り組み	具体的な内容			
分かりやすい授業づくり	・少人数授業の実施。積極的な交換授業。			
(学力向上)	・放課後学習の実施。「朝の学習」(朝読・プリント学習)の充実。			
	・年間を通じて「授業の振り返り」を活用した PDCA。			
	・保護者向けの「家庭学習の手引き」の配布。等			

一人一人が活躍できる集 団作り	・ペアやグループ学習の取り組み。 ・学級活動等を通した、学級の仲間づくりの取り組み。 ・ipad や電子黒板など ICT を積極的に取り入れていく。
ストレスへの適切な対処	・日頃の学級生活を通じ、場面に応じた対処が取れるよう指導していく。 ・自身のストレスや感情に気づき、学ぶ指導を保健体育等で取り入れ、指導していく。
教職員の指導のあり方	・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、いじめ対策委員会での指導の振り返りや、子ども理解研修での指導の振り返りなどを通し、よりよい指導のありかたを考えていく。

(4)児童の自己有用感や自己肯定感を育む取り組み

児童の自己有用感や自己肯定感を育む取組みとしては、学習と集団作りの両面から行う必要があると考える。

- ・学習面では、わかる授業、朝の学び、放課後学習など学力向上の取り組みを通じ、達成感や有用感につながるようにする。
- ・集団作りでは、班活動やペア・グループ学習、各学年の行事などを通し、達成感や有用感を育むようにする。
- ・毎月の生活自己チェックを通じて日頃の生活を振り返り、自己肯定感、自己有用感を感じられるようにする。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む活動

- ・児童会を中心とした呼びかけ、集会での教師による訴えかけ等を通して、児童自らがいじめについて学び、取り組めるように指導していく。
- ・各学級では、その実態に応じて、道徳教育、総合、学級活動等での取り組みを行っていく。

5 いじめ防止の取組状況の把握と検証(PDCA)

「いじめ対策委員会」は、年4回、会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは集団的、継続的に行われることが多く、いじめにあっている児童は「いじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり、訴えることができないこと」が多い。また、「自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しい、などの状況にある児童生徒がいじめにあっている場合、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化する」可能性が非常に高いと考えられる。

それゆえ、教職員には、子どもの言動を読み取り、日頃の些細な変化に気づくこと、隠れているいじめの構図を発見し速やかに連携を求めること、日頃から積極的に情報交換を行い児童理解を深めること、よりよい集団づくりを行っていくことなどが求められている。本校としても、下記の取り組みを通じ、いじめの早期発見、早期対応に努めていく。

2 いじめの早期発見のための措置

(1)学校での取り組み

実態把握の方法として、以下の取り組みを行う。

取り組み名	取り組みの内容
「学校生活アンケート」	・いじめの有無、内容、相談相手等に関するアンケート。 全児童に年3回行い、いじめの早期発見に努める。
「生活自己チェック」	・毎月末に自分の学校生活を振り返り、自己評価をすることで自尊感情を高め、いじめに 向かわない態度や、規範意識を高めることで、いじめの未然防止を行う。
教育相談	・家庭訪問、保護者懇談を初めとし、市教委の相談員事業や SC や SSW の配置事業など も活用し、保護者が気軽に相談しやすい体制作りに努める。
日常の児童観察	・公開研究授業、管理職による授業観察。 ・支援コーディネーターや相談員、SSW、SC による授業観察等。

(2)保護者や地域と連携しての取り組み

保護者や地域と連携して児童を見守るため、以下の取り組みを行う。

連携先	取り組み内容
保護者	・日頃から連絡帳、家庭訪問等を通じ密接な連絡をはかる。 ・PTAとの連携や、学級懇談会等を通じ、いじめについての周知と早期発見に努める。
	・学校いじめ防止基本方針をホームページに載せ、いじめに対する対応について周知を図る。
地域	・学校協議会、地域教育協議会、愛ガードの方、管轄警察署、スクールリーダーの方、校区住民等と積極的 に連携、情報交換を行い、気になる児童がいないか、いじめのような事象がみられないか等、早期発見に努め る。
	・学校いじめ防止基本方針をホームページに載せ、いじめに対する対応について周知を図る。

(3)いじめに関する相談体制

児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制づくりをめざし、以下のことに努める。

周知先	取り組みの内容		
児童	・「いじめは許されず、見たり聞いたりした場合はすぐに伝えてほしい」ことを日々の教育活動を通して、児童に周知徹底する。・電話相談等の周知により、学校内での相談をしにくい児童にも相談の手段を広めていく。		
保護者	・相談員事業や電話相談等を周知し、抵抗なく相談できるよう努めていく。		
教職員	・何でも相談でき、互いに切磋琢磨していける職場環境づくり、人間関係づくりに努める。 ・よりよい職場環境づくりをめざし、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの根絶はもちろんのこと、自主的、民主的に討議、決定がなされる職場づくりを行うよう努めていく。		

(4)相談体制の周知

- ・学校だより、その他の配布物、校内掲示等により、広く周知するよう努める。
- ・いじめ対策委員会をはじめとして、担当部会、職員会議等により、適切に機能しているか など、定期的に体制を点検する。

(5)個人情報の取り扱い

学校教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、

個人情報保護の観点から十分な配慮の下、用いるものとする。「1 基本的な考え方」に示した通り、いじめを受けている 児童は、いじめを認める事を恥ずかしいと考えたり、拡大を恐れていることが多い。対応によって、当該児童への被害が 増大することのないよう、当該児童の心身の安全を最優先に考え、情報を適切に用いるようにする。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、「いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握 し指導に当たること」、また周囲で見ていた児童(傍観者)にも適切な指導を行うことが、いじめの再発防止に大切であ ると考える。

近年の事象を見るとき、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。また、周りでいじめを見ていた児童にも、「なぜ止められなかったのか」「自分は何をすべきだったのか」という一人一人に問いかける指導が必要になる。その中で、スクールカーストと表現されるような、いじめを生む構造的原因に気づき、それらを乗り越え、より人間味にあふれた関係へ昇華していく指導が必要である。

このような、事象に関係した児童すべてが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じ、事象の教訓化を行い教育 課題へと高めることが大切であると考える。

また、大阪府教育庁作成の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」に基づき、管轄警察署や教育委員会等、外部機関とも必要に応じて連携していく。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応(※6)

(1)いじめの通報

・いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、以下のように早い段階から的確に 関わる。

通報の状況	具体的な行動			
遊びや悪ふざけなどを 目撃した場合	・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、状況を聞きとるよ にする。			
	 ・終礼、学年会等で情報を共有する。 ・「第3章1」にも書いたように、いじめられた児童は事実や気持ちを表に出さないことが多いと考えられる。状況に応じて、個別的な聞き取りや、関わる先生に注意して観察してもらう等、多方面からの継続的な見守りを行う。 			
児童や保護者から「いじ めではないか」との相談 や訴えがあった場合				

(2)情報の報告といじめ対策委員会の招集

いじめの相談や訴えがあった場合は、以下のように対応を行う。

①速やかな報告	・教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職または担当部長・チーフ等に報告する。
②「いじめ対策委員会」 の招集	・管理職が招集し、情報の収集に努める。
③いじめ事実の確認	・当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事 実の有無の確認等を行う。
※緊急的な対応	・訴えを受けた後、「いじめ対策委員会」全メンバーの招集が困難な場合は、管理職、当該児童担任、生活指導チーフ等で会議、対応等を行い、その後改めて全メンバーによる「いじめ対策委員会」を持つ。

(3)教育委員会への報告

・事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4)保護者への連絡

・被害・加害の保護者への連絡については可能な限り、迅速・丁寧で適切な対応に努める。

(5) 他機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点 から、所轄警察署及び子ども家庭センターと相談し、対応方針を検討する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を 求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、SSW、SC、SSWS の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

指導先	指導の内容等		
いじめた児童	・速やかにいじめを止めさせた上で、複数の教員によって事実確認を行う。・いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっても、複数教員で個別に行うなどの配慮をする。		
いじめた児童の保護者	・事実関係を聴取した後、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。		

・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、 自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安 心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

・その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて SSW、SC の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、 その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめが起きた児童集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、 そのつらさや悔しさについて継続的に考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につな げる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、 そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを 理解させる。 「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていると考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) 学校全体へのはたらきかけ

いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営を行うとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

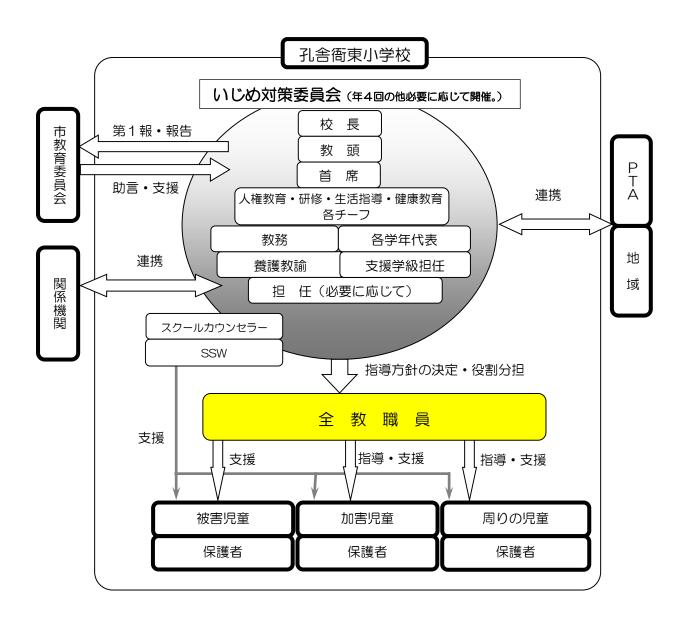
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、SCとも連携する。

運動会や校種間交流また地域行事の取り組み、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(別図1)「孔舎衙東小学校いじめ防止対策校内体制」



参照資料

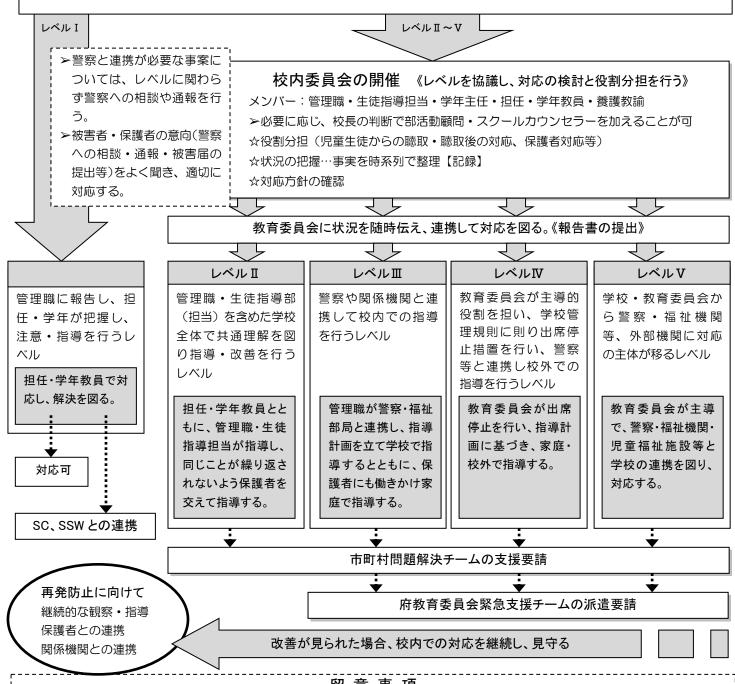
大阪府教育庁 HP より

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成

ねらい

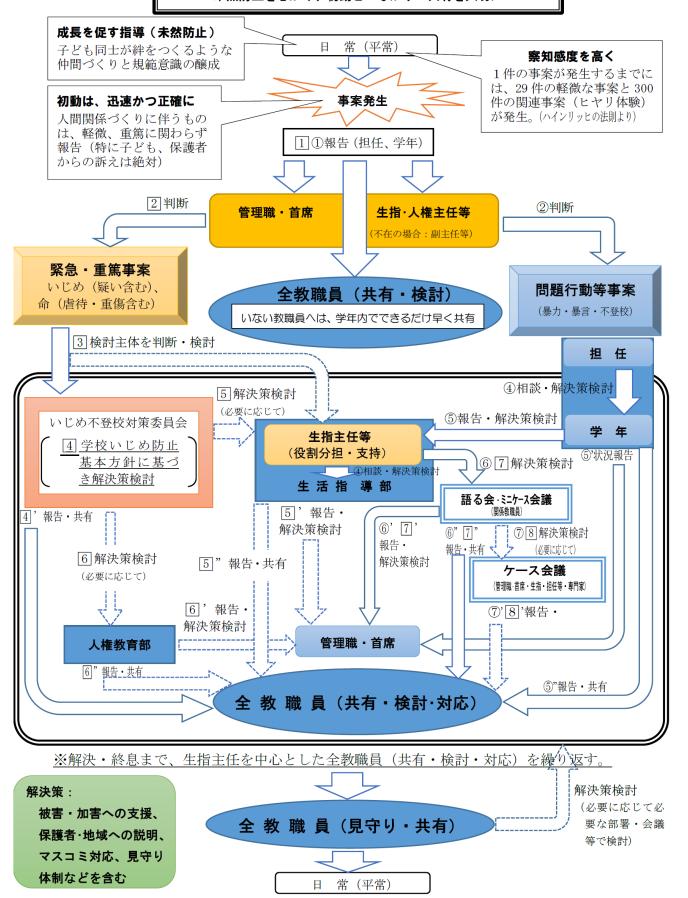
- ■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベル I ~ V の5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- ■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- ➤対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベル I ・ II でも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- ▶レベル I ~ Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- ▶いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- ➤児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

孔舎衙東小学校 事案対応フローチャート --未然防止を心がけ、初動とつながり・共有を大切に--



孔舎衙東小学校いじめ防止対策

年間計画

各取り組みは、いじめの防止のために、教師の子どもたちに対する、きめ細やかな理解と、子どもたちの自尊感情(自己肯定感、自己有用感等)、規範意識、集団の中での責任感、協調性、他者理解などの社会性を養うためになされるものである。

学校での主な取り組み	およそ	学年・学級活動・行事等	その他・年間通しての
(右欄の時期とは無関係)	の実施	左欄がおよその実施時期	取り組みなど
	時期		
いじめ対策委員会(年 4 回)	4月	入学式	学校の決まり配布・確認
子ども理解研修(年2回)		学年開き	集団作り・仲間づくり
家庭訪問		学級開き	人権学習
参観・懇談	5 月	春の遠足	ソーシャルスキルトレーニング
生活自己チェック(毎月)		学校探検(1年)	ゲストティーチャーによる講話
いじめアンケート(年3回)	6 月	町探検(2年)	係活動
社会性測定用尺度アンケー		校区探検(3年)	班活動
ト(年3回)		運動会	
個人想談	7月	平和学習	委員会活動
生指・支援全体会	9月		児童会活動
平和登校	10 月	修学旅行(6年)	児童集会
中学校ブロック会議(年 4		非行防止教室(5年)	クラブ活動
回)		交通安全教室(1・4年)	
生徒指導研修(年2回)		秋の遠足	小中一貫教育
少人数指導(通年)	11月	孔舎衙ふれあい祭り	・6 年生中学校登校
校内授業研修(各学年)		スマホ安全教室	・交換専科授業
校内保健研修	12月	(3~6年)	・夢トライ科
道徳教育	1月		・6 年定期テスト体験など
SC との連携(通年)		スキー体験 (5年)	
性教育	2月		他校種交流
		お別れ会	
校内異学年交流	3 月		
		卒業式	